

## 第８０回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項

### 1 趣旨

この要項は、第８０回国民スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第８０回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舍の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

### 2 充足対策

会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第８０回国民スポーツ大会青森県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舍の充足対策を実施する。

#### (1) 旅館・ホテル等の客室提供の促進

会場地委員会は、当該会場地市町村内の旅館・ホテル等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会及び会場地委員会は、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

#### (2) 広域配宿の実施

会場地委員会が、近隣市町村の旅館・ホテル等を宿舍として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

##### ① 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入市町村及び県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受入市町村間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舍の確保が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

##### ② 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を実施する会場地委員会が行い、これに要する経費も負担する。

##### ③ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

#### (3) 公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舍